

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

知事が保有する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

(法務・情報公開課)

ページ

号 外 (四) 令 和 五 年 九 月 二 十 九 日

規 則

知事が保有する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第六十五号

知事が保有する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する公文書の公開等に関する規則（平成七年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の二の次に次の一条を加える。

（費用負担）

第七条 条例第二十三条第二項に規定する刊行物その他の資料の写しその他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

令 和 五 年 九 月 二 十 九 日

令和五年九月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社